

広島県告示第四百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成二十年五月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

病院又は診療所

名 称	ひまわり訪問看護ステーション
所 在 地	尾道市久保二丁目一五―一七
自立支援医療の種類	更生医療・育成医療・精神通院医療
辞退年月日	平成二〇年三月三十一日